

## 津野町UIターン引越し支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、津野町への移住定住の促進を図るため、移住者（UIターン）が引越しのために要した費用に対して、津野町補助金交付規則（平成17年津野町規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、津野町UIターン引越し支援事業費補助金（以下、補助金という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であって、本町に定住の意思を持って移住したもの
  - ア 町内に住所を有していない者であって、高知県外に1年以上居住しているもの
  - イ 町内に住所を有して原則として3年を経過しない者であって、高知県外に1年以上居住していたもの
- (2) 引越事業者等 貨物軽自動車運送事業の届出又は貨物自動車運送事業法第3条の許可を受けているもの

### (補助対象者、対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる者及び対象経費は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 津野町暴力団排除条例（平成23年津野町条例第9号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する暴力団員等
- (2) 県税及び町民税等（国民健康保険料・税を含む。）の滞納がある者
- (3) 定住以外の目的（転勤又は入学若しくは通学等）で本町へ転入する者
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による公的扶助を受けている者
- (5) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者（当該交付の際に同居していた者を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の対象として、町長が適当でないと認める者

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行ない、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条第1項の補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日以内に、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 補助事業者は、第5条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第2号)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

2 町長は、前項の請求を受け取ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱の規定に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部について、補助事業者に対し直ちに返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、前条第1項第2号に該当する者がやむを得ない特別の事由があると認める場合は、補助金の返還を免除することができる。

(調査等)

第10条 町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告を求めその他の調査をすることができる。

(整備保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした書類、帳簿等を備えるとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に津野町移住支援補助金交付要綱の規定により、補助金の交付決定を受けているものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第3条関係)

補助対象者	第2条第1項1号に定める移住者
交付要件	(1) 補助金の交付の申請は、引越しの完了日(領収書の日付)又は本町への転入日(住民票異動日)のいずれか遅い日から3か月以内であること。 (2) 住民票の異動が完了していない場合は、速やかに本町への転入の手続を行うこと。 (3) 補助事業を完了した日から5年間は、津野町に居住する見込みのあること。
補助対象経費	第2条第1項2号に定める引越し事業者等に依頼して行う、県外から町内への引越しの荷物運搬に要する経費 ※以下に該当するものは対象外 ・ 不用品の処分費 ・ 自ら若しくは親族や友人に依頼して荷物の運搬を行なった場合 ・ 他の補助金等の交付対象となる経費
補助率及び補助限度額	補助率 2分の1 補助金上限額 10万円(1,000円未満は切り捨て)

別表第2 (第9条関係)

補助対象事業の完了日からの経過年数	返還(納付)額
1年未満	補助金確定額の100%
1年以上2年未満	補助金確定額の80%
2年以上3年未満	補助金確定額の60%
3年以上4年未満	補助金確定額の40%
4年以上5年未満	補助金確定額の20%